

訟務事案の取扱いに関する訓令

平成30年3月5日
兵庫県警察本部訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、本県警察における訟務事案の取扱いに関する基本的事項を定め、もって訟務事案の適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、訟務事案とは、公安委員会、警察本部長、警察署長又は警察職員の職務上の行為に関する次の各号に掲げる事件及び事案をいう。

- (1) 行政不服申立事件
- (2) 行政訴訟事件
- (3) 人権侵犯事件
- (4) 告訴・告発事件
- (5) 国家賠償事件
- (6) 民事事件
- (7) 賠償事案
- (8) 前各号に掲げるもののほか、裁判所、検察庁、法務局、人事委員会等への対応が必要な事件又は事案で、警務部監察官室（以下「監察官室」という。）において処理又は把握することが適切であると警務部長が認めるもの

(訟務事案の処理)

第3条 警務部長は、警察本部長の命を受け、訟務事案の処理の総括指揮を行うものとする。

- 2 訟務事案の原因となった職務上の行為を主管する警察本部の所属（サイバーセキュリティ・捜査高度化センターを含む。）の長（以下「主管所属長」という。）は、警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）と緊密に連携し、事案の調査、証拠の収集、証拠の保全等を行うなど、訟務事案の適正な処理に努めなければならない。
- 3 訟務事案の処理に係る所属長は、監察官室長、主管所属長等と緊密に連携し、訟務事案の適正な処理に努めなければならない。

(訟務委員会)

第4条 重要な訟務事案の処理方法及び解決方法を審議するため、警察本部に訟務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(訟務検討会)

第5条 訟務事案の対策を検討するため、警察本部に訟務検討会（以下「検討会」という。）を置く。

- 2 検討会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(報告)

第6条 警察職員は、訟務事案を認知したときは、速やかに所属長に報告するものとする。

- 2 所属長は、前項の規定による報告を受け、又は他の方法により訟務事案を認知したときは、速やかに監察官室長を経由して警務部長に報告するものとする。
- 3 警務部長は、前項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る内容が重要と判断するときは、警察本部長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
(交通切符制度、交通反則通告制度及び基礎点数付与制度実施規程の一部改正)
- 2 交通切符制度、交通反則通告制度及び基礎点数付与制度実施規程（平成29年兵庫県警察本部訓令第24号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(交通事故事件捜査要綱の一部改正)
- 3 交通事故事件捜査要綱（平成22年兵庫県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（令和2年8月26日本部訓令第29号）

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。